

認定こども園及び学校給食用物資調達基準(精白米)

平成 29 年 4 月より給食において「美馬市産のお米」を絶対条件として、給食に使用する主食(精白米)の費用を美馬市が、全額補助する新規事業が開始されました。

令和 6 年度以降も引き続き実施予定ですが、美馬市産精白米への、異物混入事故の防止や品質管理の強化等から、調達基準をつぎのとおりとしました。ご確認の上、納入を希望する方は、登録申請を行ってください。

1. 調達基準

- (1) 美馬市産「キヌヒカリ」「ヒノヒカリ」「アキサカリ」とする。
- (2) 異物混入防止等、品質管理の為、精米は「パールライスセンター」または、「徳島県食糧卸協同組合」にて行うこと。
- (3) 生産履歴を確認できるものであること。

※納入業者の虚偽、重過失により調達基準に適合しない食品の納入があった場合は、食品の交換を行い、改善措置の通達を行ってもなお改善が見られない場合は、登録抹消とする場合がある。

2. その他特記事項

- (1) 表示、証明について
 - ・製造年月日、加工年月日等が包装または証明書等に表示されていること。
 - ・原料原産地、精米・販売業者の名称及び所在地(製造所固有記号)等が包装または証明書等に表示されていること。
- (2) 納品について
 - ・同一日に納入する製品の製造日、製造ロットはできるだけ統一すること。
 - ・仕入れから納品に至る間、衛生・温度管理が適切に行われていること。
 - ・納品時は、検収担当者の立ち会いのもとに納品すること。
- (3) 食育活動の一環として、自校栽培の精白米を給食に使用する場合は、上記の限りではない。